

## 令和5年度第2回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 会議録

### 開催日時

令和6年2月6日（火）9時15分～10時25分

### 開催場所

船橋市役所9階第1会議室

### 出席者

#### （委員）

中原 美恵（専門分科会長）	東洋大学名誉教授
横山 洋子（専門分科会副会長）	千葉経済大学短期大学部教授
大塚 正久	船橋市青少年問題協議会委員
小出 正明	船橋市社会福祉協議会常務理事
児玉 亮	千葉県市川児童相談所船橋支所長
佐藤 有香	和洋女子大学教授
杉岡 喜幸	日本公認会計士協会千葉会会員
鈴木 章浩	船橋市障害福祉施設連絡協議会
田中 善之	船橋市私立幼稚園連合会会長
寺田 武央	船橋市小学校長会
原野 弥生	船橋市PTA連合会副会長
松本 歩美	船橋市医師会理事

#### （市職員）

健康福祉局長 大竹 陽一郎、こども家庭部長 森 昌春  
こども政策課長 三輪 明、こども家庭支援課長補佐 大塚 智  
保育運営課長 北川 寿宏、児童相談所開設準備課長 大屋 武彦

※その他関係各課職員

#### （事務局）

こども政策課 課長補佐 渡邊 浩史、主査（総務企画係長） 古川 公一、  
主事 新井 優美、主事 住田 勇樹

## 次第

1. 開会
2. 議題等
  - (1) 議題 1. 保育所・小規模保育事業 A 型の認可に係る意見聴取について
  - (2) 議題 2. 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画及び子どもの貧困対策計画の今後の予定について
  - (3) 議題 3. 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）
3. 閉会

## 公開区分

公開

## 傍聴者の定員・傍聴者数

定員 10 人 傍聴者 0 人

## 議事

### 1. 開会

#### ○事務局（こども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和 5 年度第 2 回社会福祉審議会児童福祉専門分科会を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

なお、大野委員、高橋委員、松崎委員につきましては、本日は所用により欠席のご連絡をいただいております。

杉岡委員につきましては、オンラインでの参加予定ですが、現在接続が確認出来ておりません。

はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

本日の審議は 60 分程度を予定しております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつきますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度、トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。

ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手上げ機能でお知らせください。会長の指名を受けましたら、手上げ機能を使っていれば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは本日の資料を確認させていただきます。

会場席次表、次第、配付資料一覧、(資料1) 保育所・小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について、(参考資料) 保育所の設備基準(抜粋)、(資料2) 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画及び子どもの貧困対策計画の今後の予定について、(資料3) 船橋市児童相談所の設置について(進捗報告)の7点になります。

本日の会議の進行などについてのご案内は、以上です。

それでは、これより議事の進行を会長にお願いいたします。

中原会長どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議題等

### ○中原会長

それでは、令和5年度第2回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の議事に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、15名の委員のうち、11名の方々にご出席をいただいておりますことから、船橋市社会福祉審議会運営要綱第4条第1項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は「公開」とし、傍聴者の定員を10名として、市のホームページに掲載させていただきましたことを、ご報告いたします。

なお、事前に受け付けました結果、本日は傍聴者なしということで事務局から報告を受けております。

### (1) 保育所・小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について

#### ○中原会長

議題の1点目、「保育所・小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について」です。保育運営課よりご説明をお願いいたします。

#### ○保育運営課長

保育運営課長の北川です。

「保育所・小規模保育事業A型の認可に係る意見聴取について」ご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

本年4月1日に開設を予定する保育所2施設及び小規模保育事業A型1施設の開設計画について、名称、所在地、定員、基準園庭の有無等を記載してございますが、この3施設について、本日、皆様にご意見をお伺いするものです。

右側2ページをご覧ください。

こちらは、船橋市全域における、各施設の計画地の位置を示す図となっております。

東西南北中央と5つの行政ブロックを黒の実線で分けた図となっております。今回ご意見をお伺いする保育所の設置計画は、西部区域と南部区域に1園ずつ、小規模保育事業A型の設置計画は、東部区域に1園となっております。

3ページは、後ほどご説明します。

4ページ「①保育所（児童福祉施設）の概要」をご覧ください。

「(仮称)船橋馬込公園前雲母保育園」の計画概要で、新規設置の案件です。

所在地は、馬込西2丁目、馬込沢駅から徒歩約10分の場所になります。詳しい位置は、7ページをご参照ください。

運営事業者は、「株式会社モード・プランニング・ジャパン」であり、船橋市内で既に認可保育所を3施設運営しております。

続けて、認可定員については資料記載の通り、合計60名を設定しますが、本市においては、園児1人あたりに必要となる面積基準が、【市基準】と呼んでおります条例本則の基準と【県基準】と呼んでおります条例附則の基準の2つの基準があり、認可定員を設定する際に、どちらの基準を適用させるかによって、設定する定員に差が生じて参ります。

ここで、条例の本則と附則の考え方について、あらためてご説明させていただきます。

右上に参考資料と書かれた資料「保育所の設備基準（条例及び府令より抜粋※）」をご覧ください。

こちらは、保育所の設備基準について、市の条例や国の府令の内容を抜粋したものととなります。

なお、市の条例については令和5年4月1日に条例の全部改正を行っており、これまで国の府令等において定められていた規程を引き写す形で市の条例を定めておりましたが、府令委任の形式に変更しております。

そのため、資料中には条例を抜粋している部分と、府令を抜粋している部分がございますので、予めご了承ください。

それでは説明に移らせていただきます。

「園児1人あたりの必要面積」の項目で、赤字で【市基準】と記載したものが、条例第4条の本則の基準、その下に青字で【県基準】と記載したものが、附則第3項の基準となっております。

保育所において、園児1人あたりに必要な居室面積の基準となりますが、例えば、0歳児については、条例本則の【市基準】を適用した場合、表に記載のとおり、1人あたり4.95㎡必要となります。一方、附則の【県基準】を適用した場合には、1人あたり3.3㎡で足りるため、【県基準】を適用した場合、園児1人あたりの必要面積が少なくなり、より多くの定員を設定することが可能です。

本市では、待機児童が多く発生している状況もあることから、条例本則の【市基準】を原則としつつも、当分の間、特例として、附則の【県基準】を適用して、認可、定員設定できることとしています。

ただし、より多くの定員設定をするために【県基準】を使わなければならないということではなく、運営事業者が、原則の基準である【市基準】によって定員設定したいといった意向の場合には、【市基準】を用いることも可能です。

4ページにお戻りください。

(仮称) 船橋馬込公園前雲母保育園においては、【県基準】を適用し、0歳から5歳までで合計60名の定員を設定します。

#### 「4 開所時間」

開所時間については、平日・土曜日ともに午前7時から午後8時までの13時間となります。

#### 「5 施設の状況」

事業所の状況について、表の中段にございます保育所の屋外遊戯場（園庭）については、2歳児以上1人当たり3.3㎡以上という面積基準があり、本計画については、基準を満たす園庭が確保できないため、1ページの基準園庭の欄には「無」と表記しています。

なお、基準を満たす園庭を確保できない場合は、近隣の公園等を園庭の代替地として設定する必要があり、備考欄にはその代替地の名称、本計画では馬込公園と記載しています。馬込公園の面積は、約8,900㎡あり、保育園の敷地のそばにあり、園児の移動に支障はありません。

また、馬込公園を代替地に設定している施設は他にありません。

5ページをご覧ください。

#### 「7 不動産の貸与」

本計画では、建物を賃借し保育所を運営する計画となっております。また、賃貸借契約期間は開所から30年とされていることを確認しております。

#### 「8 職員の配置予定数」

施設長予定者について、認可保育所の施設長については、船橋市保育所設置認可に関する審査基準において、記載の通り要件を定めておりますが、本計画の施設長予定者は系列園からの異動者であり、要件に該当する者であることを確認しております。

続けて、職員の配置予定数の説明に入らせていただきます。

ここで、先ほどご覧いただいた、右上に参考資料と書かれた資料「保育所の設備基準(条例及び府令より抜粋※)」をご覧ください。

3歳及び4歳以上の保育士等職員配置基準について、令和6年4月から改正が予定さ

れており、3歳児が20人につき1人以上から、15人につき1人以上に、4歳児と5歳児においては、30人につき1人以上から、25人につき1人以上となることが示されております。

この配置基準の改正には、当分の間、なお従前の例によることができ旨の経過措置が設けられる予定であり、令和6年4月より新基準を満たせなかったとしてもただちに基準違反にはなりません。保育士等の人員体制の整備には、時間は要するものと考えております。

本計画の職員の配置予定についてですが、定員より算出した認可上必要となる保育士の配置数が、6人以上であることに對し、保育士を12名配置する予定となっております。

また、新しい配置基準を適用した場合であっても、認可上必要となる保育士の配置数は6人以上であることから必要な職員数に変更はございません。

続いて、6ページをお開きください。

6ページの、「施設の運営方針」については、法人の保育理念、保育方針、保育目標等について、参考として掲載しております。

7ページの詳細図をご覧ください。

計画地は、東武アーバンパークライン 馬込沢駅より徒歩約10分の距離にあり、送迎用の駐車場も3台確保しております。また、園庭の代替地として設定する馬込公園が真隣と道路を挟んで正面にございます。

以上、「(仮称) 船橋馬込公園前雲母保育園」についての説明となります。

8ページをご覧ください。

「(仮称) ブルッキング保育園」についてご説明させていただきます。

運営事業者は、「株式会社ナーサリープラットフォーム」となります。

「有限会社ID・アーマン」を運営主体とする「ブルッキング保育園」について、吸収分割による設置者の変更に伴う認可の廃止及び再認可となります。

10ページの「ブルッキング保育園の吸収分割に係る経緯」をご覧ください。

「有限会社ID・アーマン」を運営主体とする「ブルッキング保育園」への認可を廃止し、同施設を活用して「株式会社ナーサリープラットフォーム」を運営主体とする「ブルッキング保育園」を認可する計画となります。

現運営法人である「有限会社ID・アーマン」と新事業者である「株式会社ナーサリープラットフォーム」は、共通の親会社である「株式会社リビングプラットフォーム」の100%子会社です。

つまり、子会社から子会社へ「ブルッキング保育園」を譲渡するものとなります。

なお、吸収分割とは、会社法に規定される「会社分割」の一種で、会社が展開する事業の一部を他の企業に承継する M&A の手法の一つです。

10 ページ下部の <新設分割・吸収分割 イメージ図>をご覧ください。

会社分割には、「新設分割」と「吸収分割」があり、イメージ図右側の、「既存の A 社」が「事業 b の権利義務」を、「既存の B 社」に承継するようなケースを吸収分割といいます。

本件の場合、「ブルッキング保育園」という特定の事業を、既存の「有限会社 ID・アーマン」から「株式会社ナーサリープラットフォーム」に承継することとなります。

それでは、8 ページにお戻りください。

所在地は、宮本 1 丁目、JR 船橋駅から徒歩約 9 分の場所です。詳しい位置は、12 ページをご参照ください。

同法人は、市外に認可保育所を 12 施設、認可外保育施設を 2 施設運営しております。

### 「3 認可定員」

認可定員は 90 人で、既存の「ブルッキング保育園」と同じ定員です。

本計画については、【県基準】を適用する計画となっております。

なお、既存の園の入所人数は、本年 1 月 1 日時点で 62 人となっております。

### 「4 開所時間」

平日については朝 7 時から午後 8 時までの 13 時間を、土曜日については朝 7 時から午後 6 時までの 11 時間を予定しており、こちらについても既存の園と同様となっております。

### 「5 施設の状況」

保育所の屋外遊戯場（園庭）の確保状況ですが、本計画についても、基準を満たす園庭が確保できないため、近隣の宮一公園を園庭の代替地として設定する予定です。公園の面積は、約 570 m<sup>2</sup>あり、必要な面積が確保されており、この宮一公園を代替地に設定している施設は他にありません。

9 ページをご覧ください。

### 「7 不動産の貸与」

本計画でも、建物を賃借し、保育所を運営する計画ですが、従前締結された賃貸借契約を引継ぐ予定です。期間についても、契約満了まで今後 10 年以上残されていることを確認しております。

### 「8 職員の配置予定数」

施設長含め職員は、すべて既存の「ブルッキング保育園」に勤務している職員の大半が運営法人の吸収分割後もそのまま継続して勤務する計画となっております。

(2) の職員の配置予定についてですが、定員より算出した認可上必要となる保育士

の配置数が、9人以上であることに對し、保育士を10名配置する予定となっております。

また、新しい配置基準を適用した場合であっても、認可上必要となる保育士の配置数は10人以上であることから必要な職員が確保できております。

既存施設の職員がそのまま従事する計画であることから、職員については既に確保済みということになり、法人からもその旨連絡を受けております。

#### 「9 その他特記事項」

近年事業者から、設置運営事業者の変更に関する問い合わせを受ける機会がありますので、市としてそのような設置運営事業者の変更についての考え方を示し、新施設の設置予定者が認可の要件を満たしているか、また、既存施設の利用者に不利益が生じないか等を審査する旨、事業者宛てに通知しているところです。

本件についてもそのような観点から計画の内容を審査しており、利用者に不利益や混乱が生じないように努める旨報告を受けております。4月入所者へは入園説明の際に丁寧に説明を行うこととなっております。また、在園中の園児については、引き続き同施設に在籍するため、既に、在園児の保護者への説明は行われており、混乱はなく理解いただいているとのことです。

続いて、11ページをお開きください。

11ページの、「施設の運営方針」については、法人の保育理念、保育方針、保育目標等について、参考として掲載しております。

以上、「(仮称)ブルウミング保育園」についての説明となります。

13ページをご覧ください。

「(仮称)神明キッズナーサリー」についてご説明させていただきます。

運営事業者は、「学校法人 畑佐学園」となります。

同法人が運営する「神明幼稚園」の園舎内の空き教室に設ける小規模保育事業所となります。

施設の周辺の待機児童の状況につきましては、そのほとんどが1歳児となっており、定員の拡大の必要な地域と考えております。

「3 認可定員」は、1歳が9名、2歳が9名の計18名となっており、0歳がゼロであることは、配置する職員の経験などを踏まえ、まずは1、2歳から始めたいという意向があったことによるものです。

続いて、「4 開所時間」ですが、平日・土曜ともに朝7時30分から午後6時30分までの11時間を予定しております。

「5 事業所の状況」の表中にございます屋外遊戯場については、同じ建物である神明幼

稚園の園庭を使用します。幼稚園の方は、別に所有している屋外園庭2つを使用していく予定です。調理設備については、連携施設の神明幼稚園で調理した給食を提供していく予定です。

14ページをお開きください。

「8 職員」の施設長は、神明幼稚園の職員であった者が努める予定です。

(2)の職員の配置ですが、認可基準上、必要となる保育士の数は4人以上であり、計画では常勤の保育士を2名、非常勤保育士を4名配置する予定となっております。神明幼稚園からの職員を配置する予定で、既に確保済みであることを確認しております。

続いて、「9 連携施設の設定状況」です。本事業については、設置法人が運営する「神明幼稚園」を連携施設として設定する予定となっております。「神明幼稚園」は、令和6年4月より運営時間（前後に預かり保育）、日数等を「(仮称)神明キッズナーサリー」と同等の時間にする計画であり、連携施設としての要件を満たすものと考えております。

15ページの、「施設の運営方針」については、法人の保育理念、保育方針、保育目標等について、参考として掲載しております。

最後、16ページをご覧ください。

計画地は、飯山満町1丁目、市の東部地域に位置し、船橋新京成バスのバス停「船橋整形外科」から徒歩約2分、飯山満駅から徒歩で約18分の位置にあります。

以上、保育所2施設、小規模保育事業A型1施設の認可に関する概要の説明となります。ただ今、ご説明しました事項以外についても、認可基準に適合するよう適切に計画されていることを確認済みであることを申し添えます。

続いて、本市における待機児童の状況について説明いたします。

資料3ページにお戻りください。

こちらは、令和5年4月における地区別の待機児童数一覧となります。

表示は待機者の第1希望のみ的人数で、本市の基準により算定しています。

市全体の待機児童数は308人、真ん中「船橋馬込公園前雲母保育園」が位置する馬込沢駅・藤原周辺では、0～5歳児の合計で38人の待機児童が発生しております。

その下「神明キッズナーサリー」が位置する芝山・飯山満周辺においては、1、2歳児においてそれぞれ19人と2人の待機児童が発生しております。

なお、「ブルウミング保育園」が位置する市場・宮本周辺での待機児童数が3人ですが、この園は新設の保育所ではなく、既存施設の廃止及び再認可であることから、既にブルウミング保育園が存在していることが前提の待機児童数となります。

以上のことから、当該地域において、各施設の必要性があるものと考えております。

それでは、ご審議の程よろしく願いいたします。

#### ○中原会長

はい、ご説明ありがとうございました。

質疑に入る前に、杉岡委員が参加されましたので、本日の出席者は12名になりましたことをご報告いたします。

それでは、ご質問ご意見等ございましたら会場の方は挙手をお願いいたします。オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか手挙げ機能でお知らせいただければと思います。

事務局は会場でお手が挙がりましたら、どうぞご報告をお願いいたします。私の方で指名させていただきます。

少し長いご説明になりましたが、3施設について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

3ページの資料でお示しいただきましたけれども、今回審議しております、3施設については保育ニーズがあるということを確認できているということがまず大きな1点かと思います。

また、参考資料をつけていただきましたが、設備基準、運営基準に関しましては、今ご説明の通り、それぞれの施設について認可が適当である状況を確認できているということでございます。

#### ○事務局

事務局です。会場の小出委員が挙手されております。

#### ○中原会長

はい、それでは、小出委員、どうぞご質問をお願いいたします。

#### ○小出委員

社会福祉協議会の小出と申します。

安全面のところで、質問させていただきたいのですが、それぞれ外部からの不審者対策と、保育所の方につきましては遊戯場が外となっていますので、そこに行く場合の園児の安全対策がどうなっているか、質問させていただければと思います。

#### ○中原会長

はい、安全面の対策について、一部先ほどご説明の部分にもございましたが、特に外部者の侵入対応等について、確認できておりましたら担当課からお願いいたします。

### ○保育運営課長

はい、安全面ということで、不審者対策等については、施設によって防犯カメラの設置や、すぐに警備が駆けつけるような会社との契約等をしているという状態です。

また、屋外の遊戯場への行き方ですが、馬込公園等は近くということですが、宮本公園の方も、歩道側を歩くなど、きちんと保育士がついておりますので、安全面も特に問題がないと考えております。

### ○中原会長

はい、ありがとうございます。小出委員、重要な点をご指摘いただきありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。松本委員、お願いいたします。

### ○松本委員

私は小児科医でして、保育園の園医を私立保育園、小規模も含めてしております。

この3つの保育施設の認可とは少し外れてしまうことかもしれませんが待機児童に関することです。最近検診に行きますと、0歳児とか1歳児とか定員を満たしていない人数である保育園があると思います。この子どもさんを定員までお預かりできない理由が、保育士を確保できないからと聞くことがあります。

この待機児童の人数ですけれども、そういった保育士の確保ができないという、保育所が子どもさんを定員まで預かれないというものも理由として含まれて、待機児童がこれだけ出てしまっているってということなののでしょうか。教えてください。

### ○保育運営課長

保育運営課長です。

おっしゃる通りでして、保育士がなかなか確保できないというようなことは事業者の方から伺っているとところです。船橋市としましても広報活動をしており、保育運営課としては、募集の活動、保育実習の受け入れなど、是非、船橋にというようなことで活動しています。それ以外に保育入園課でも、職員の処遇向上ということでふなばし手当という独自のものがあり、民間の私立の保育所に勤めると、手当が出されるとか、あるいは保育士の宿舎の借り上げ支援事業、保育士の養成修学資金の貸付事業などそういった

た支援の事業については、船橋市としても取り組んでいるところです。

今後もそういうところを継続して強化し、船橋に来ていただくように、取り組んで参りたいと考えております。

### ○松本委員

はい、ありがとうございます。船橋が一生懸命取り組んでいて、周辺の地域よりも保育士さんの待遇が良かったり、人もいるということも十分承知しておりまして、ただ、保育園に入ることを希望している親御さん達には、その辺の事情が見えないのかなというふうにも思います。

市の中にこれだけ施設があって、定員も増えている中で、根本的な待機児童が解消しない原因として、保育士さんの不足があるということですが、これも社会的にいろんな職業の人手が足りなくなってきているので、保育士さんばかりの問題ではなく社会全体の問題だと思うのですけれども、その中でどうやっていくのか、保育士さんをどう育てていくのか、など社会的な機運を高めなくてはいけないと思っています。

ですので、この数だけではなくて、なぜその待機児童が生まれてしまうのか、その原因っていうのも丁寧に社会に発信していく必要があるかなと思いました。ありがとうございました。

### ○中原会長

はい、松本委員ありがとうございます。この人材確保のことも本当に重要な課題だと思います。先ほど参考資料でも触れましたが、令和6年4月からは職員の配置基準もまた変わってまいりますので、基準に沿って配置をするようになると、さらに今の問題は大きくなるかと思います。

最初のご質問の意図に戻りますけれども、3ページのこの資料の待機者第1希望のみの人数と記載されている合計数の中に、職員不足による受け入れができないための待機児童がどれだけ含まれているのかを確認できているかという点があったと思いますけれども、この辺りは担当課長どうでしょうか。

### ○保育運営課長

保育運営課長です。

含まれてはいるのですが、内訳までは分かりません。申し訳ございません。

### ○中原会長

はい、では今の点も、今後確認していく必要があるかと思いますので、よろしくお願

いたします。それでは続きまして、ご質問のある方お願いいたします。

#### ○事務局

事務局です。会場の小出委員が挙手されております。

#### ○中原会長

はい、小出委員お願いいたします。

#### ○小出委員

今の質問に関連して、昨年全国的に不適切な保育の問題が結構報道されて、心を痛めたのですが、そういった意味で、特に雲母保育園さんは新規ですので、保育士さんの質の担保的なものは、どんな形でお話されたのか、また、もしくは施設側からこんなことをやるんだということがありましたらお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○中原会長

はい、ありがとうございます。今の点について、認可後にも不適切保育については適正な対応をしていかなければいけないと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

#### ○保育運営課長

保育運営課長です。

まず、ここは姉妹園として認可保育所を3園やっていますので、その園からの職員配置を予定していますので、ある程度経験している者が配置されます。それと、不適切保育等については、当然監査等も行っているところでもあります。

また、市の方でも研修会等の時には私立園にも声かけて、職員の参加などを呼びかけているところではございます。

#### ○中原会長

この点もとても重要だと思います。いつも児童福祉の観点からそうしたことについては常に興味を持って対応していきましようということでお話をしているかと思います。

小規模保育事業所が幼稚園に設置され、1・2歳児に対応するということですので、しっかりと認可後も見ていかななくてはいけないと思いますので、心に留めておいていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。会場の方も大丈夫ですか。

○事務局

事務局です。会場で挙手されている方はいらっしゃいません。

○中原会長

それではご質問等ございませんようでしたら、当該保育所、小規模保育事業所 A 型について、市長が認可することを適当とする意見としてよろしいでしょうか。

会場の方もご意見ございませんでしょうか。

○事務局

はい、会場内で挙手されている方はおりません。

○中原会長

それでは異議なしと認めます。ありがとうございました。

**(2) 船橋市ひとり親家庭等自立促進計画及び子どもの貧困対策計画  
の今後の予定について**

○中原会長

議題の 2 点目、「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画及び子どもの貧困対策計画の今後の予定について」です。こども家庭支援課よりご説明をお願いいたします。

○こども家庭支援課長補佐

こども家庭支援課 課長補佐の大塚と申します。よろしくお願ひいたします。

「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画及び子どもの貧困対策計画の今後の予定について」、ご説明させていただきます。

資料 2 ページをご覧ください。

今後の予定を説明する前に、現行の計画について確認のためご説明いたします。

「船橋市ひとり親家庭等自立促進計画」、こちらは母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条第 1 項に基づく努力義務の計画となっており、ひとり親家庭等の生活の安定と向上、自立の促進を図るため、各種施策を総合的・計画的に展開することを目的としている計画です。

現行の第 4 次計画は、令和 2 年度から令和 6 年度が計画期間となっております。

次に子どもの貧困対策推進計画ですが、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく努力義務の計画となっており、

船橋市では子どもたちの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない

いよう、また、子どもたちが夢と希望を持ちながら将来に向けて成長できるよう、子どもやその家庭をサポートするため、「親子のしあわせ応援プロジェクト」という名称で推進しております。

計画期間に定めはありませんが、令和2年3月に策定し、現在推進しております。

これまで、本分科会にて、自立促進計画は計画の素案のタイミング、貧困対策計画については調査結果のご報告をそれぞれ行ってきたところです。

資料3ページをご覧ください。

次期計画の方向性について説明させていただきます。

「背景」に記載のとおり、今年度、国において「こども家庭庁」が創設され、また、新たに「こども基本法」が制定されました。

同法に規定されている「こども大綱」については、令和5年12月22日に閣議決定され、「こどもまんなか社会」として、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を目指しております。

また、このこども大綱には、貧困対策、少子化対策、子ども・若者対策のほか、ひとり親支援の必要性について言及されており、「こども基本法」では、市町村は、国のこども大綱と、県に策定の努力義務がある県のこども計画を勘案して、市町村こども計画を策定する努力義務が規定されております。

国のこども大綱は、こども施策を総合的に推進するために定められるものであることから、市のこども計画にも、こども大綱と同様に、矢印の下ですが、将来的に、こども基本法に基づく「市町村こども計画」を策定していきたいと考えております。

(仮称)船橋市こども計画は、子どもが安心して健やかに育まれるよう、子どもの育ちと子育てを支援していくために策定している「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画、それから、本市では現状、未整備ですが、少子化対策計画、全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指すことを目的とする「子ども・若者計画」の5つの計画を包含して策定したいと考えています。

資料4ページをご覧ください。

今、ご説明したとおり、市町村こども計画は、国のこども大綱や県のこども計画の内容を勘案しなければならないことから、現在未整備である県のこども計画が策定されるタイミングと、本市の計画スタート年度が7年度と定められている次期「子ども・子育て支援事業計画」の策定タイミングとで、若干の時間的なズレが生じてしまうことが想定されます。

このようなことから、市としては、こども計画を2段階で策定していきたいと考えています。

まずは、(1) 従来のひとり親家庭等自立促進計画と子どもの貧困対策計画、そして子ども・子育て支援事業計画の3計画を統合し、仮称ではありますが「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

この策定にあたっては、国のこども大綱を出来る限り勘案しつつ、市のこども計画としての要素である「貧困対策」と「ひとり親家庭への支援」が含まれることとなります。

なお、本計画の基礎資料とするため、令和5年12月13日から31日までの期間、子育て世帯の保護者とその子どもを対象にアンケート調査を行いました。

この調査結果につきましては、「子ども・子育て支援法」の規定に基づき設置している、「子ども・子育て支援事業計画の策定」等にて意見聴取させていただいております、「船橋市子ども・子育て会議」において報告を予定しております。

そして、次の段階として、(2)で、(1)の計画に「少子化対策」と「子ども・若者」の要素を加え、「船橋市こども計画」としたいと考えております。

資料5ページをご覧ください。

こちらは、計画策定の今後数年のイメージ図です。

令和7年度のところの青矢印「第3期子・子事業計画」と書かれた部分が、これから策定しようとしている計画となります。

国のこども大綱を勘案した県のこども計画が策定され、その後にこれら2つを勘案して作成する「船橋こども計画」は、令和9年を予定としています。

多少前後するかもしれませんが、現時点での想定時期でございます。

船橋市こども計画には、先ほどのご説明のとおり、少子化対策や子ども・若者対策に係る計画を含めていくこととなりますが、現時点においても反映できる少子化対策や子ども・若者対策については、これから策定していく次期子ども・子育て支援事業計画に反映していきたいと考えています。

そして、子ども・子育て支援事業計画の第4期計画がスタートする令和12年度のタイミングでは、すべてを一体化して「第2期船橋市こども計画」を策定する想定でございます。

資料6ページをご覧ください。

最後に、今後の報告予定についてご説明いたします。

今週金曜日、2月9日に「子ども・子育て会議」にて、アンケート調査の速報結果について報告いたします。

児童福祉専門分科会委員の皆様には、近日中に速報結果資料を送付させていただきます。

また、計画案について、来年度の年明け以降に、本分科会にて報告させていただければと思います。

前回と同様に、主にひとり親家庭等自立促進計画部分についての報告となりますが、子どもの貧困対策計画についても併せて報告させていただきます。

説明は以上です。ありがとうございました。

#### ○中原会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

会場の方はいかがでしょうか。

#### ○事務局

事務局です。会場で挙手されている方はいらっしゃいません。

#### ○中原会長

はい。それでは、この大きな流れに沿って子どもを支援していく計画が策定されていくことをしっかりと見ていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

### **(3) 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）**

#### ○中原会長

議題の3点目、「船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）」です。児童相談所開設準備課よりご説明をお願いいたします。

#### ○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課の大屋と申します。よろしくお願ひします。本日は、令和8年4月開設予定の市児童相談所の整備について、お配りした資料を基にご説明いたします。

最初に資料の4ページをご覧ください。

この資料には記載はありませんが、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度で21万9千170件となり、過去最多となりました。船橋市を所管する縣市川児童相談所におきましても令和3年度の確定値となりますが2,567件となり、過去最多と伺っております。

本市におきましても、令和4年度の家庭児童相談室の総相談件数は令和3年度の1,553件から1,617件と増えておりますので、増加高止まりの状況であると認識しています。

こうした状況に対応すべく、船橋市のすべての子どもたちの安全で安心な生活を守る

ため、市独自の児童相談所を令和8年4月に開設する予定でございます。

それでは、資料の1ページにお戻りください。

1. 現在の状況と今後の予定ですが、施設整備については実施設計が昨年9月に完了し、現在、本体工事等の入札手続きに入っておりますので、今年度中に契約締結を行い、令和6年度当初から本体工事に着手する予定としています。

次に、2の児童相談所の組織体制案をご覧ください。組織体制としては所長の下に総務係と広く子どもの福祉全般に関する相談に応じる相談支援拠点係、児童虐待の通告に対応する初期調査や診断面接、心理検査等を行う相談調整・診断係、そして保護者や関係者等に必要な支援・指導を継続的に行い、児童にとって安全な環境を整えていく相談支援係を設置します。また一時保護所も児童相談所内に併設いたします。

職員確保の状況についてですが、現時点で開設時の職員数を常勤職員128人、非常勤職員31人の159人体制としております。常勤職員128人のうち、令和5年4月時点で65人を確保し、家庭児童相談室と児童相談所開設準備課、準備課には派遣職員も含みますが、この両部署に配置しており、これにつきましては概ね計画通りの人数となっております。

なお、確保した職員の職種の内訳としては、社会福祉士19人、保健師11人、心理職15人、保育士2人、一般事務17人、教員籍1人となっております。

それでは2ページの3. 主な業務の全体スケジュールです。施設整備については、令和6年度より本体工事を開始し、令和7年末の竣工を計画しており、4カ月間の準備期間を経て令和8年4月の開設を予定しております。

人材確保の状況は只今ご説明した通りです。なお、人材育成としては、資料記載の通り、派遣研修としてこれまでに延べ29人を他自治体の児童相談所に派遣しておりますが、来年度は派遣先も派遣人数もさらに拡充する計画となっております。

3番目の移譲業務等協議に関しましては、本市が児童相談所設置市になることで児童相談所の本来業務とは別に千葉県から移譲される多くの児童福祉関連業務の受け入れ準備を現在行っており、今年度中に所管部署を決定する予定です。

4番目のシステムに関しましては職員のケースワーク業務の負担軽減に寄与するAI等を活用したツールの活用・導入の検討も行っております。

次に里親等啓発ですが、社会的養護の担い手の一つである里親の確保に向け、今年度に引き続き来年度以降も里親制度説明会を継続する予定としております。

施設の概要につきましては、昨年2月に開催された、令和4年度第1回船橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会にご出席の皆様へに配付・ご説明しました「船橋市児童相談所基本の概要」から大きな変更点はございません。なお、建設工事の予算額は26億3,

730万5,000円となっております。

簡単ですが、市児童相談所設置に関する現状報告は以上となります。

#### ○中原会長

ありがとうございました。それでは児童相談所の設置の進捗状況に関しまして、ご意見等ございますでしょうか。

#### ○事務局

事務局です。会場の寺田委員が挙手されております。

#### ○中原会長

はい、寺田委員。どうぞご発言お願いいたします。

#### ○寺田委員

海神南小学校の寺田と申します。よろしく申し上げます。

児童相談所が設置されるということで、これはお願いなのですが、グラフを見ると相談件数が毎年のように増えているのが分かります。

児童相談所の職員が大変な職業ということで、朝から本当に夜遅くまで働いているということが見て分かる状況にあります。159人体制ということですが、相談件数が増えたり、一人が担当する相談件数も基準を超えているという話もよく聞きます。

里親啓発活動もされているということですが、知り合いの里親の方に聞くと夜23時過ぎに児相の方が子どもを預かってくださいと連れてくるということもあるということで、本当に24時間厳しい状況の中で働いていることが分かりますので、今後、職員数も増やすだとかそういったことも頭に入れて計画していただければと思います。

#### ○中原会長

はい、ありがとうございます。今ご指摘のありました点もこれから運営上大変大きな課題になっていくところかと思えます。

里親の方もそうですし、職員の体制も状況に合わせてしっかりと検討していく必要がある課題だと思えますので、どうぞ担当課の方もしっかりとその点を認識してお進めいただければと思います。

他にはいかがでしょうか。はい、松本委員お願いいたします。

## ○松本委員

ありがとうございます。今児相の職員がとても大変だというお話がございましたが、児相が大変にならないためには、地域の子育て支援が上手く回っていることが、一番重要だと思います。

私達小児科もそうですし、保育園、幼稚園、小学校みんなで連携して、児童相談所で保護するところまで行く前に、親子がきちんと過ごしていけるような環境を整えていくことがとても大事かと思います。ここにいる皆様と共同して、みんなで頑張っていければと思っています。

そして担当課の方も、地域にあるその子育て支援関係の皆さんと連携できるように、今地域に何があって何が足りないのかというようなこともやっていただけたらと思っています。よろしく願いいたします。

## ○中原会長

はい、ありがとうございます。

今ご指摘いただいた点も大変重要なところだと思っています。地域が子どもを支えていく力をどれだけ高められるかということにかかってくると思います。

そうした意味で、先ほどシステム構築の話がありましたけれども、情報共有の仕組みですとか、連携の仕組みですとか、このシステムがうまく機能して窓口業務が軽減されたり、効率化されたりということも大変重要であると感じております。そうした視点を持ってお進めいただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

## ○事務局

事務局です。会場の原野委員が挙手されております。

## ○中原会長

原野委員お願いいたします。

## ○原野委員

PTA 連合会の原野でございます。昨年違う団体で中央児童相談所の方に見学に行かせていただきまして、その時一時保護の定員がやはりオーバーしているというふうに伺いました。また、保護している期間が長い子では何ヶ月にもなるというふうに伺いました。

船橋市の児童相談所の方ではそういった期間などは設けているのでしょうか。

## ○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課長です。

期間は法令で通常2ヶ月までということになっています。2ヶ月以上はおそらく親御さんの同意と、場合によっては家裁の手続きが必要になると聞いています。ですので、船橋の児相も2ヶ月以内に、例えば親御さんの養育環境を整えてお戻しするとか、どうしてもそれが最終的に難しいということであれば里親さんであるとか、施設の入所を検討するという形になると思います。

ただ、現実問題としてはその2ヶ月間ではなかなか決まらないという現状がお子さんによってはあるということは聞いておりますので、それは一時保護の延長ということで、きちんとその子の行き先が決まるまでは児相の方で責任を持って面倒を見るという形になるかと思えます。

## ○中原会長

はい、ありがとうございます。

その他はいかがでしょうか。

## ○事務局

事務局です。田中委員が挙手されております。

## ○中原会長

はい、田中委員どうぞ。

## ○田中委員

少し話を戻させていただくのですが、先の松本委員や中原先生がおっしゃった情報の提供部門についてです。

幼稚園、保育園の立場から言いますと、幼稚園、保育園は実はそのお一人のお子様に対して非常に情報弱者であり、お子さんに関する情報は保護者の方の申告からしか入ってまいりません。

ですので、例えば、医師会の皆さん、お医者様であるとか、児童相談所であるとか、家庭児童相談室であるとか、その子やご家庭に関する情報を持っている機関と、個人情報情報の壁でなかなか難しいことかもしれませんが、お子さんの健やかな成長のためにいろんな方と情報が共有できていると、非常に助かるし、その子の成長にも資するのではないかと常に思っています。

先ほど、話題になった情報の共有というところで、何かシステム構築できないか常に

思っておりますのでご検討いただければと思います。

○中原会長

はい。ご意見ありがとうございます。

事務局の方、その辺りも念頭においてご検討お願いしたいと思います。

それではこちらでよろしいでしょうか。

○事務局

事務局です。会場で挙手されている方はいらっしゃいません。

○中原会長

はい、ありがとうございます。活発なご審議ありがとうございました。

3. 閉会

○中原会長

本日の議事は以上となります。事務局から連絡事項などがあればお願いいたします。

○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます

次回の開催でございますが、日程は未定となっております。開催通知及び出欠席については、後日、事務局よりご連絡いたしますので、その際にご予定くださいますようお願いいたします。事務局からは以上です。

○中原会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。